

新スポーツセンター基本構想について

1 概要

新たな施設の整備に向けて、平成30年度に新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、新スポーツセンター基本構想（素案）を策定、令和3年度には建設地を現地建替えとすることを決定した。

その後、利用者へのアンケートや体育協会をはじめとする団体関係者との協議、運営事業者へのヒアリング等を実施するなど、利用者ニーズや要望を把握するとともに、様々なニーズに対応するために建設地の立地を踏まえた周辺施設との連携の可能性について幅広く検討してきた。

今年度は、学識経験者や団体関係者からなる意見交換会を実施し、素案策定時点からの社会情勢の変化等について意見を聴取したうえで、基本構想（素案）を継承しながら更新し、改めて新スポーツセンター基本構想を策定した。

2 新スポーツセンター基本構想と素案の構成について

別紙「新スポーツセンター基本構想（素案）との構成の比較」参照

3 基本構想の内容について

- ・ 新スポーツセンター基本構想（概要版）
- ・ 新スポーツセンター基本構想

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年度以降 （仮称）新スポーツセンター基本計画検討会の設置
団体関係者へのヒアリング
東京都との合同整備に向けた協議
意見募集

継承

平成30年度：新スポーツセンター基本構想（素案）

目次

1. 基本構想（素案）の背景と位置づけ

- 1) 経緯
- 2) 位置づけ

2. 現状と課題

- 1) 社会動向
- 2) 千代田区の特徴
- 3) 区民スポーツの実施状況
- 4) スポーツ施設の現況
- 5) スポーツ施策の現況
- 6) 現スポーツセンターの現況
- 7) 課題の整理

第1回意見交換会
 ▶DXの観点
 ▶避難所・災害対応の観点
 ▶建設地の決定の観点 等

反映

3. 基本構想（素案）

- 1) コンセプト
- 2) 基本方針
- 3) 導入機能
- 4) 導入施設
- 5) 導入施設の内容
- 6) 利活用プログラム

4. 今後の課題

令和7年度以降に詳細検討

令和6年度：新スポーツセンター基本構想

目次

第1部 新スポーツセンター整備の背景

更新

- 1 はじめに
- 2 検討経緯
- 3 新スポーツセンターの建設地
- 4 基本構想の位置付け

第2部 新スポーツセンター基本構想

更新

第1 新スポーツセンターの基本的な考え方

- 1 コンセプト
- 2 基本方針
- 3 導入機能

第2 近隣公共施設との連携

新規

- 1 東京都千代田合同庁舎との連携
- 2 敷地の活用イメージ
- 3 建物ボリュームの検討

第3 新スポーツセンター整備の事業方式

- 1 事業方式
- 2 各事業方式の概要と特徴
- 3 事業方式による発注単位のイメージ
- 4 事業方式の比較

第4 新スポーツセンター整備のスケジュール

第5 今後の取組み

1 はじめに

千代田区立スポーツセンターは、昭和47年10月に完成、同年12月にオープンしました。この間、耐震補強工事や省エネルギー化工事、大規模な改修工事を実施しながら、千代田区におけるスポーツの拠点としての役割を担ってきました。

しかしながら、建築から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化やユニバーサルデザインへの対応などの課題を抱えています。

この度、平成30年度に策定した基本構想（素案）を継承しながら、素案策定時点からの社会情勢の変化や建設地の決定等の内容を踏まえ、基本構想を改めて取りまとめました。

2 コンセプト

千代田区に住み、働き、学ぶすべての人が
気軽にスポーツを楽しむ

生涯を通じて心と体とコミュニティを育むことができる
スポーツのシンボルとなる中核施設

3 基本方針

基本方針
① 誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める、
細やかで魅力的なサービスを提供します。

基本方針
② 区民の多様なニーズに応えるために、
官と民の施設・サービスの連携を図ります。

基本方針
③ 生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成に対応した
区のスポーツの拠点施設として整備します。

基本方針
④ まちづくりや地球環境の向上に貢献します。

基本方針
⑤ 安全・安心・快適で、使いやすい施設を整備します。

4 建設地

新スポーツセンターは、現地建替えにより整備することとします。

建設地は、大手町駅から北東に徒歩約3分、神田駅から南西に徒歩約3分の場所に位置し、公共交通機関によりアクセスしやすく、利便性が高い立地となっています。



歴史

建設地が立地している内神田地区は江戸幕府以来の古いまちであり、明治～戦前は住商が混在する下町型のまちとして発展していました。関東大震災や戦災により市街地の大部分が消失しましたが、震災復興区画整理事業や地下鉄網の整備等により現在の地域の骨格が形成され、交通利便性が向上し区内でも特に業務地化が進んだ結果、現在は出世不動尊や佐竹稻荷神社などに残っている歴史、神田駅周辺の商店街、スポーツ用品店街の形成など、昔ながらの下町らしさと新しい文化の双方を感じられるまちとなっています。

江戸期には、鎌倉河岸と呼ばれる公共的なオープンスペースが立地していました。千代田区史には、魚・青物のような生鮮食品をはじめ、材木・茅などの物資が集まる荷上場となり、江戸中期以降も水上交通のターミナルとしての役割を果たしていたことなどが紹介されています。その後、神竜小学校（昭和41年神田小学校との統合により廃校）が開校したのち、昭和47年に現在のスポーツセンターが整備された歴史があります。



画像：神竜小学校閉校式



画像：神竜小学校跡地石碑（現地撮影）

まちづくりの動向

建設地は、千代田区都市計画マスタープランにおいて区分されている7地域のうち、神田公園地域内に立地しています。また、内神田一・二・三丁目の地区別方針は、「神田駅を中心に江戸以来のまちの文脈を大事にしながら、中高層の複合市街地として、低層部で連続する店舗や多様な人が柔軟なスタイルで働く場、住まい、交流の場が広がる、多様性と創造性、活気にあふれたまちをつくります。」となっています。

また、千代田区川沿いのまちづくりガイドラインでは、日本橋川エリアに位置付けられています。日本橋川エリアは、「神田川との分流地点である三崎橋から中央区との区界である常盤橋までの区間」とされ、建設地はエリアの中でも下流に位置しています。水質のマイナスイメージなどが日本橋川エリア、神田川エリア、外濠エリアに共通の課題となっていますが、日本橋川エリアに絞った際の課題は、「業務集積地における空地の拡充と連続性」、「川とまちの一体感の改善」、「川の上空の閉塞感」となっています。

千代田区都市計画マスタープラン▶



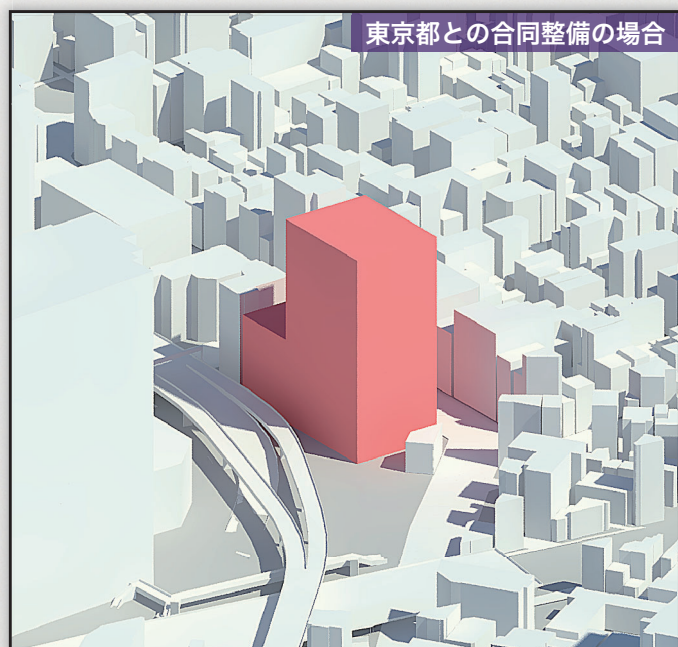
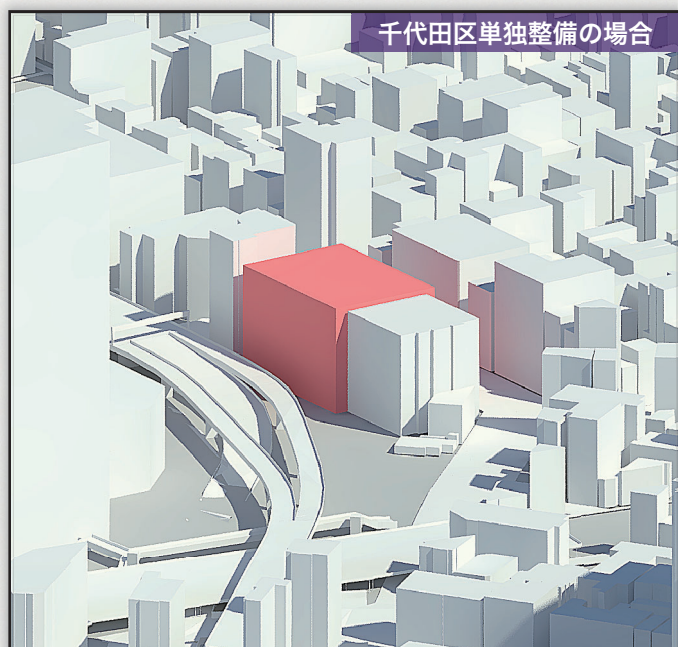
5 近隣公共施設との連携に向けた検討

建設地の東側には、東京都の千代田合同庁舎が隣接して立地しています。千代田合同庁舎は、東京都の第三次主要施設 10 か年維持更新計画（令和4年3月東京都財務局）において、第II期（令和7年～令和9年）計画施設に位置づけられています。

新スポーツセンターの整備にあたっては、**千代田区と東京都の敷地を一体的に活用**することで、**スケールメリット**を活かした効果的な施設整備が可能となり、**区民へのサービス向上**を実現することが期待されます。さらに、敷地内の**空地を活用**することで、**地域のにぎわいやまちづくりへの貢献**も期待されます。このことから、千代田区では都区合同での施設整備について検討しています。



千代田区と東京都の敷地を一体的に活用することで、平面規模を拡大することが可能となります。



※建物ボリュームはあくまでイメージです。

6 事業方式

新スポーツセンターの整備に向けた事業方式として、主に、「従来型方式」、「DBO方式」、「PFI方式」が想定されます。

事業方式には、それぞれのメリットとデメリットがあるため、各方式の比較検討を進め、最適で効果の高い事業方式を基本計画において選定します。

7 スケジュール

新スポーツセンターの整備に向けた想定スケジュールは、以下のとおりです。

事業方式	工程	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度	N+6年度	N+7年度	N+8年度
従来型方式	基本構想	→								
	基本計画		→							
	基本設計			→						
	実施設計				→					
	解体工事					→				
	建設工事						→	→	→	○
DBO方式	基本構想	→								
	基本計画		→							
PFI方式	事業者選定手続			→	→	→				
	設計・解体・建設					→	→	→	→	○

※従来型方式は、各工程の業務を個別に発注します。

※DBO方式とPFI方式は、設計・解体・建設の業務を一括で発注しますが、基本計画の策定後に事業者選定手続が必要となります。

8 今後の取組み

1 (仮称)新スポーツセンター基本計画検討会の設置

(仮称)新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、多様な関係者の皆様から意見を聴取しながら、基本計画の策定に向けた検討を進めます。

2 パブリックコメント等の実施

基本計画を策定するにあたっては、パブリックコメント等を実施し、広く区民の皆様には事業計画を周知するとともに、ご意見を確認します。

3 近隣公共施設との連携

東京都千代田合同庁舎との合同整備について早期に結論を得るとともに、敷地の活用方法や建築可能な建物ボリュームを踏まえて、基本計画の策定を進めます。また、合同整備を行う場合は、フロア配置など、諸般の調整事項について東京都と協議を進めます。

4 建設期間中の代替施策等

建設期間中における、代替施策等の検討を行います。各種競技団体の皆様に近隣自治体等の施設での活動の可否等を確認し、民間施設との利用調整・利用連携なども検討します。

●お問い合わせ先

千代田区地域振興部 生涯学習・スポーツ課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

TEL: 03-3264-2111 (代表)

千代田区新スポーツセンター 基本構想

令和7年3月
千代田区

目次

第1部 新スポーツセンター整備の背景	1
1 はじめに	2
2 検討経緯	3
3 新スポーツセンターの建設地	4
4 基本構想の位置付け	8
第2部 新スポーツセンター基本構想	9
第1 新スポーツセンターの基本的な考え方	10
1 コンセプト	10
2 基本方針	10
3 導入機能	11
第2 近隣公共施設との連携に向けた検討	12
1 東京都千代田合同庁舎との連携	12
2 敷地の活用イメージ	12
3 建物ボリュームの検討	13
第3 新スポーツセンター整備の事業方式	14
1 事業方式	14
2 各事業方式の概要と特徴	14
3 事業方式による発注単位のイメージ	15
4 事業方式の比較	16
第4 新スポーツセンター整備のスケジュール	17
第5 今後の取組み	18
1 (仮称)新スポーツセンター基本計画検討会の設置	18
2 パブリックコメント等の実施	18
3 近隣公共施設との連携	18
4 建設期間中の代替施策等	18

第1部 新スポーツセンター整備の背景

1 はじめに

千代田区立スポーツセンターは、昭和47年10月に完成、同年12月にオープンし千代田区におけるスポーツの拠点としての役割を担ってきました。この間、耐震補強工事や省エネルギー化工事、大規模な改修工事を実施してきましたが、建築から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化やユニバーサルデザインへの対応などの課題を抱えています。

区では、多様化する利用ニーズや社会情勢の変化に対応した、誰もが利用しやすい新たな施設とするため、新スポーツセンター整備の検討を進めてきました。

平成30年度には、新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、全5回にわたり検討を行い、新スポーツセンター基本構想（素案）を取りまとめました。また、令和3年度には、建設地を現地建替えとすることを決定しました。

建設地には、江戸期に鎌倉河岸という公共的なオープンスペースが立地し、様々な物資が荷揚げされ、多くの人々でにぎわっていました。江戸中期以降も水上交通のターミナルとして重要な役割を担っており、木材・竹・薪炭などが多く荷揚げされました。その後、神竜小学校が開校した後、現在のスポーツセンターが整備された歴史があります。このような価値ある歴史が地域の中で語り継がれています。また、建設地には東京都千代田合同庁舎が隣接地して立地しています。今後求められる利用者ニーズに応えるためには、近隣公共施設と連携することが期待されており、その実現に向けた検討も進めています。

加えて、昨今は様々な自然災害が発生しており、スポーツセンターは災害時の避難所であることも考慮して整備を進める必要があります。また、様々な分野でデジタル技術の活用が進んでいますが、スポーツにおいてもDXなどの最新技術を活用することで、サービスの向上が期待されます。

本基本構想では、新スポーツセンター基本構想（素案）の内容を継承しながら、DXの観点や、新型コロナウイルス感染症拡大後の生活様式の変化など、素案作成時から現在に至るまでの社会情勢の変化を踏まえた更新を行っています。

今後は、幅広い区民が気軽に立ち寄れるように、区民の皆様のご意見をさらにお聞きしながら、導入機能や規模の詳細、フロア配置、事業方式などの詳細を基本計画として定め、新スポーツセンターの整備に向けた取組みを確実に進めていきます。

～スポーツの定義について～

本基本構想では、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動まで、その全てを幅広く含むものを「スポーツ」として定義しています。

〈スポーツの範囲（例）〉

- ・ルールに基づいて勝敗や記録を競うもの（野球やサッカー等の競技スポーツ）
- ・健康を目的に行われる運動（体操・ストレッチ、ウォーキング、ランニングなど）
- ・遊びや楽しみを目的とした身体活動（レクリエーション活動、かけっこなど）

2 検討経緯

区では、千代田区スポーツ振興事業推進委員会による提言や千代田区体育協会などの関係団体からの要望、新スポーツセンター基本構想検討会や新スポーツセンター基本構想に係る意見交換会などを踏まえ、新スポーツセンターの整備に向けた検討を行ってきました。

H27.3.30	○ 新スポーツセンター整備の「基本コンセプト」の提言の提出 千代田区スポーツ振興事業推進委員会より、平成27年3月に策定した「ちよだみらいプロジェクト」における施設整備計画を踏まえ、新スポーツセンター整備の「基本コンセプト」の提言を提出
H27.9.18	○ 要望書・陳情書の提出 千代田区体育協会から新スポーツセンターを小川広場に整備することについて、区及び区議会に対し要望書・陳情書が提出される。
H27.10.13	○ 公共施設整備特別委員会での審議が開始
H27.12.2	○ 新スポーツセンター建設候補地の選定 公共施設整備特別委員会の審議において、建設候補地を現在のスポーツセンター、小川広場、旧今川中学校、旧練成中学校の4ヶ所に絞って検討することがまとめられる。
H28.1.13	○ 区から千代田区体育協会へ絞り込みの依頼 公共施設整備特別委員会の要請に基づき、機能の整理を区から千代田区体育協会へ申し入れ。
H28.5.6～ H29.3.31	○ 新スポーツセンター建設候補地の調査の実施 新スポーツセンター建設候補地の選定に向け、4ヶ所の建設予定地において敷地条件の整理、規模設定等について調査を実施
H29.5.17	○ 新スポーツセンター建設候補地を3ヶ所に絞る 公共施設整備特別委員会の審議において、新スポーツセンター建設候補地が小川広場を除く3ヶ所に絞ることを確定
H29.7.27	○ 機能の整理の提出 千代田区体育協会から機能の整理が提出される。
H30.3	○ 新千代田区立スポーツセンター整備に関する提言の提出 千代田区スポーツ振興事業推進委員会より、新スポーツセンターの基本的な考え方をまとめ、委員会としての方向性を示した「新スポーツセンター整備に関する提言」が提出される。
H31.3	○ 千代田区新スポーツセンター基本構想（素案）の策定 「新スポーツセンター基本構想検討会」を設置し、コンセプトや規模、求められる機能などについて、様々な視点から検討を行い、千代田区新スポーツセンター基本構想（素案）を策定した。
R4.1.25	○ 建設地の決定 候補地の中で、公式大会基準を満たす競技場を整備できる唯一の土地であることから、現スポーツセンター所在地に建設することを正式に決定
R4.3.28	○ 公共施設調査・整備特別委員会にて建設地の決定を報告
R4	○ 利用者アンケート、指定管理者ヒアリングの実施 新スポーツセンター導入機能等の検討にあたりニーズ等を把握するため、一般利用者、関係機関、指定管理者への調査を実施
R5	○ 川沿いの立地を踏まえた調査検討 敷地の大きさや形状、川沿いの立地を踏まえ調査検討を実施
R6	○ 基本構想の検討を継続 近隣公共施設との連携や事業方式の調査検討を実施
R7.1～2	○ 新スポーツセンター基本構想に係る意見交換会 新スポーツセンター基本構想（素案）時点からの社会情勢の変化や建設地の決定に関する意見交換会を実施
R7.2.21	○ 東京都に新スポーツセンターと東京都千代田合同庁舎の合同整備に関する協議書を送付

3 新スポーツセンターの建設地

(1) 建設地

新スポーツセンターの建設地は、現所在地とし、現スポーツセンターの所在地に現地建替えにより整備することとします。

(2) 立地・特徴

新スポーツセンターの建設地は、現地建替えを含め、旧今川中学校、旧練成成中学校、小川広場などの区有地を活用した整備の可能性について検討を行い、建築可能床面積や建物高さの上限が大きいことから、現地建替えにより整備することを令和3年度に決定しました。

新スポーツセンターの建設地は、大手町から北東に徒歩約3分、神田駅から南西に徒歩約3分の場所に位置し、公共交通機関によりアクセスしやすく、利便性が高い立地です。



建設地が立地している内神田地区は江戸幕府以来の古いまちであり、明治～戦前は住商が混在する下町型のまちとして発展していました。関東大震災や戦災により市街地の大部分が消失しましたが、震災復興区画整理事業や地下鉄網の整備等により現在の地域の骨格が形成され、交通利便性が向上し区内でも特に業務地化が進んだ結果、現在は出世不動尊や佐竹稲荷神社などに残っている歴史、神田駅周辺の商店街、スポーツ用品店街の形成など、昔ながらの下町らしさと新しい文化の双方を感じられるまちとなっています。

また、江戸期には、鎌倉河岸と呼ばれる公共的なオープンスペースが立地していました。千代田区史には、魚・青物のような生鮮食品をはじめ、材木・茅などの物資が集まる荷上場となり、江戸中期以降も水上交通のターミナルとしての役割を果たしていたことなどが紹介されています。その後、神竜小学校（昭和41年神田小学校との統合により廃校）が開校したのち、昭和47年に現施設が整備された歴史があります。



(画像：神竜小学校閉校式)



(画像：神竜小学校跡地石碑（現地撮影）)

(3) まちづくりの動向

建設地は、「千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）」において区分されている7地域のうち、神田公園地域内に立地しています。内神田一・二・三丁目の地区別方針として、「神田駅を中心に江戸以来のまちの文脈を大事にしながら、中高層の複合市街地として、低層部で連続する店舗や多様な人が柔軟なスタイルで働く場、住まい、交流の場が広がる、多様性と創造性、活気にあふれたまちをつくりまします。」が掲げられています。また、神田公園地域における、環境創造軸の軸別方針として「日本橋川の親水性を高め、大手町と連携した水辺の一体的な魅力づくりや街並み形成、快適な歩行空間づくりを進めます。」、都市機能連携軸の軸別方針として「都心の骨格となる軸としてふさわしい整えられた街並みの形成を進め、自動車交通の抑制や街路樹などにより騒音・大気汚染等の沿道環境を改善するとともに、快適な歩行空間をつくりまします。」、エリア回遊軸の軸別方針として「近接する拠点や駅、個性ある境界をつなぎ、日常の移動経路として利用するだけでなく、街並みを楽しみ、まちの回遊の楽しさを広げる仕掛けを充実させていきます。」が掲げられています。



▲（出展：千代田区都市計画マスタープラン）

建設地は、「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン（令和5年3月策定）」において、「日本橋川エリア」に位置付けられています。日本橋川エリアは、「神田川との分流地点である三崎橋から中央区との区界である常盤橋までの区間」とされ、建設地はエリアの中でも下流に位置しており、Cゾーンに位置付けられています。川沿い空間の南側に大手町川端緑道が整備され連続した歩行空間があることがCゾーンの特徴の1つとなっています。

また、同ガイドラインでは、日本橋川エリア、神田川エリア、外濠エリアに共通の課題として、「分断された川沿いのまちづくり」、「水辺空間の回遊性の低さ」、「水質のマイナスイメージ」、「川沿いの閉鎖空間と背を向けた建築物」、「水面から見る景色・歴史ある景観の保全」の5点を指摘しています。日本橋川エリアに絞った際には、課題として「業務集積地における空地の拡充と連続性」、「川とまちの一体感の改善」、「川の上空の閉塞感」の3点が指摘されています。

これらを踏まえた、日本橋川エリアの方針として、「防災船着場を拠点とした水上交通の回遊性向上」、「川沿いのオープンスペースの拡充と歩行者空間の連続化」、「首都高速道路の高架下空間の改善」、「エリアマネジメント団体等と連携した川沿いの活用の推進」の4点が示されています。



▲（出展：千代田区川沿いのまちづくりガイドライン）

(4)法規制等

建設地の法規制等の概要は以下のとおりです。

適用法令等	該当内容
現敷地面積	3,201.16 m ²
都市計画区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
地区計画	内神田南部地区地区計画
その他の地域地区	防火地域
	千代田区駐車場整備地区
	都市再生駐車施設配置計画（内神田一丁目周辺地区）
日影規制	規制なし
道路斜線	1.5 適用距離 30m
隣地斜線	31m+2.5
法定建蔽率	80%
法定容積率	800%
接道道路	前面（北側）道路約 27m
景観区域区分	千代田区景観街づくり計画（神田地域）
	千代田区景観街づくり計画重点地区（神田川・日本橋川重点地区）
埋蔵文化財包蔵地	指定なし

(5)地区計画

建設地は、内神田南部地区地区計画地のB地区に位置しており、神田エリアと大手町エリアの結節点である内神田南部地区は、魅力ある水辺空間の再生とともに、双方のまちをつなぎ、人の流れと賑わいを周辺へ波及させる機能を担っていくことが求められています。

項目	内容
地区計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○土地の有効・高度利用を図りつつ、公共施設や業務・商業等の機能が共存・調和した複合市街地を形成する。 ○日本橋川に面してオープンスペースの創出や水辺に親しめる空間の演出等を図り、川に顔を向けたまちづくりを進める。 ○地域防災にも寄与する船着場の整備を誘導し、舟運も含めた水辺空間の利活用の再生に取り組む。 ○人道橋の受け地に広場等の空間を整備し、地区周辺も含めた歩行者ネットワークと賑わいの拠点を形成する。 ○大手町エリアと連携した地区内でのエネルギーネットワーク構築や緑化を誘導し、環境に配慮したまちづくりの推進を目指す。
土地利用の方針 (B地区)	<ul style="list-style-type: none"> ○神田駅や竜閑さくら橋への歩行者動線や回遊性の向上を図りつつ、公有地・民有地それぞれの特性に応じた土地の有効利用により、公共施設や業務・商業等の機能が共存・調和した複合市街地の形成を図る。
地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○日本橋川に面したオープンスペースの創出等を誘導し、大規模な機能更新に際しては、水辺空間の再生に資する広場としての整備を誘導していく。
建築物等の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○日本橋川に顔を向けた設えや建築物周囲のゆとりある空間の確保に取り組む。なお、大規模な機能更新に際しては、土地の合理的かつ健

	<p>全な高度利用と併せ、水辺の再生等に資するまとまった規模のオープンスペースの創出を誘導していく。</p> <p><建築の制限></p> <p>○壁面の制限 確保すべき空間を壁面の位置の制限として定める。</p> <p>○建築物等の高さの制限 地区周辺の地区計画等により形成される市街地像を踏まえて概ね100m程度を目安とし、地区施設に位置付ける大規模な広場空間等を整備する場合については概ね130m程度とする。</p>
<p>その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<p>○環境に配慮したまちづくりの推進における神田エリアと大手町エリアの連携として、既に構築されている大手町側の地域冷暖房施設を、当地区を介して神田側につなげていく。そのための洞道等の整備を進めるとともに、地区内でのエネルギーネットワークの構築を誘導していく。</p>

(6)水辺を魅力ある都市空間に再生する条例（抄）

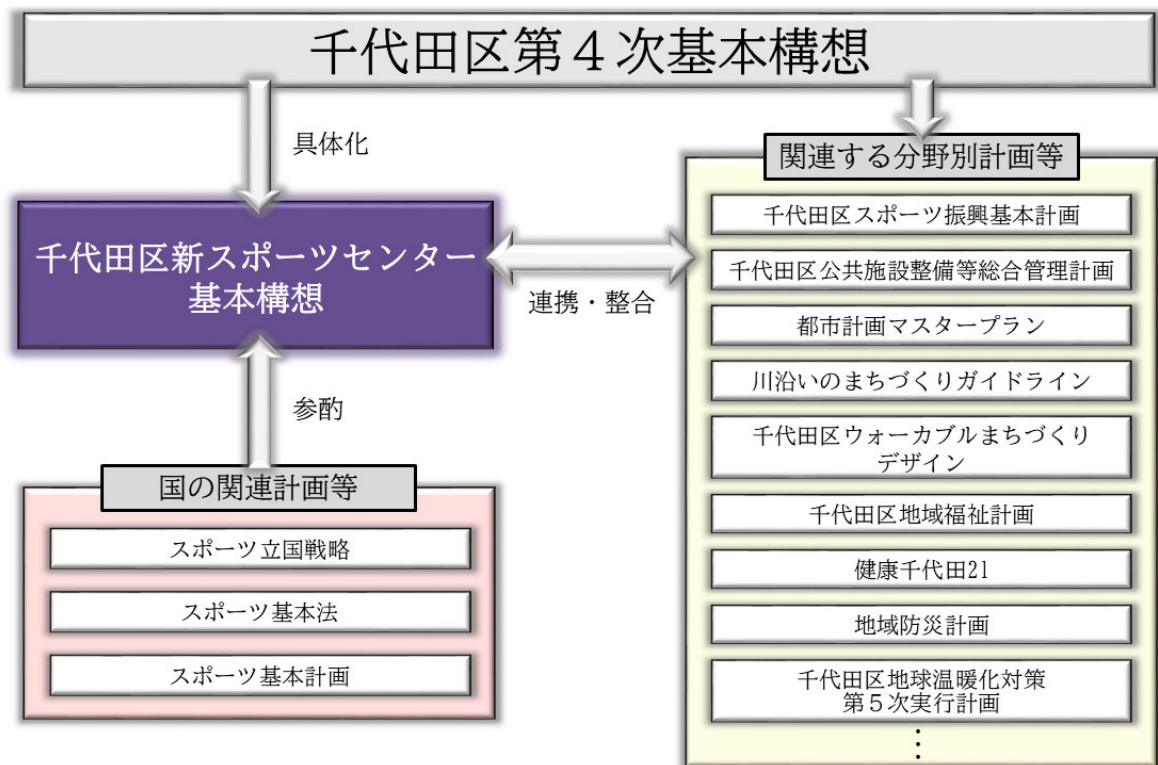
水辺を魅力ある都市空間に再生する条例において、水辺再生と周辺まちづくりに関する基本理念を定めるとともに、区の責務として、水辺の利活用の総合的推進に努めるものとしています。

条文	内容
<p>第3条</p>	<p>歴史的文化的に形成された地域の特性を踏まえ、水辺再生と周辺まちづくりは、次の各号に掲げるところを基本理念とする。</p> <p>(1) 水辺が自然の脅威である水害から地域を守るために人の英知を集め整備されてきた歴史を考慮し、都市生活の安全確保を踏まえた親水空間の再生を目指すこと。</p> <p>(2) 水辺が歴史的に人、物、情報等の交流の場として機能してきた経過を踏まえ、様々な地域や関係団体との連携、協力及び交流を促す契機とすること。</p> <p>(3) 都市生活者に憩いや潤いをもたらすとともに、水及び緑や歴史的文化的資産等を活かした環境及び景観の創造並びに観光及び産業の振興を図ること。</p> <p>(4) 沿川地権者等自らが環境づくりに参画するとともに、水辺に近接する建築物の建築、橋その他の構造物の設置及び照明その他の工作物の設置は、水辺の魅力づくりに寄与すること。</p> <p>(5) 水辺は、貴重な公共空間であることから、その利用の仕方、利用ルール及び環境維持の方策など、利用者を始めとする関係者及び関係機関の知恵を結集する場を形成すること。</p>
<p>第4条</p>	<p>区は、この条例の目的を達成するため、水辺の利活用を総合的に推進するよう努めるものとする。</p>

4 基本構想の位置付け

本基本構想は、千代田区第4次基本構想に掲げるめざすべき姿の1つである、「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。」の実現に向けて、新スポーツセンターの整備を進めるために策定するものです。

また、区の関連する分野別計画や国の関連計画との関係を以下に整理します。関連する分野別計画との連携及び整合を図るとともに、国の関連計画も参酌しながら新スポーツセンターの整備を進めます。



第2部 新スポーツセンター基本構想

第1 新スポーツセンターの基本的な考え方

1 コンセプト

障害のあるなしに関わらず、子どもから高齢者まで幅広い区民が気軽に楽しみ、交流を図りながら一緒にスポーツを楽しみ、生涯を通じた健康づくりに取り組める新スポーツセンターを整備するため、千代田区新スポーツセンター基本構想におけるコンセプトを以下のとおり定めます。

千代田区に住み、働き、学ぶすべての人が
気軽にスポーツを楽しみ
生涯を通じて心と体とコミュニティを育むことができる
スポーツのシンボルとなる中核施設

2 基本方針

「体育・徳育・知育」を通じて、「障害のあるなしに関わらず区に在住、在勤、在学するすべての人」が、スポーツを「する・観る・支える」ことで、スポーツを楽しみ、「生涯を通じて」心と体とコミュニティを育むことができる「スポーツ中核施設」を目指すため、基本方針を以下のとおりとします。

- 基本方針
① 誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める、
細やかで魅力的なサービスを提供します。
- 基本方針
② 区民の多様なニーズに応えるために、
官と民の施設・サービスの連携を図ります。
- 基本方針
③ 生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成に対応した
区のスポーツの拠点施設として整備します。
- 基本方針
④ まちづくりや地球環境の向上に貢献します。
- 基本方針
⑤ 安全・安心・快適で、使いやすい施設を整備します。

3 導入機能

基本方針1	誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める、細やかで魅力的なサービスを提供します。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各利用者層に適したスポーツプログラムの提供 ✓ 健康づくりの参加意欲向上につながる魅力的なサービス ✓ 身近な運動や健康に関する情報発信 ✓ 地域交流や休憩のためのスペースとサービス ✓ 心身を健康にする食（カフェ、レストランなど） ✓ 利用しやすく訪れやすい施設運営 ✓ 最新技術を活用したプログラムの提供、最新技術を活用した健康づくりサービスの提供 	
基本方針2	区民の多様なニーズに応えるために、官と民の施設・サービスの連携を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 区内の官民のスポーツ施設との連携や利用支援を行う窓口機能、センター機能を持つ区のスポーツのシンボリック施設 ✓ スポーツ関連団体の活動支援 ✓ 人材交流による細やかで効果的な指導体制の確保 ✓ 指導者の確保・育成 	
基本方針3	生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成に対応した区のスポーツの拠点施設として整備します。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成を目的としたスポーツ中核施設 ✓ スポーツの公式大会が開催できる施設 ✓ 多様なスポーツ（障害者スポーツを含む）ができる施設 ✓ 練習風景を観たり競技者とふれあうことができる空間と機会 ✓ 最新技術を活用した競技指導や競技力の向上 ✓ オンライン技術を活用した遠隔指導の検討、オンライン技術を活用した運動機会の拡大 	
基本方針4	まちづくりや地球環境の向上に貢献します。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 省エネルギーや再生エネルギーの活用等による地球環境に配慮した施設 ✓ 緑化など自然に親しめ、まち並み景観に貢献する施設 ✓ 日本橋川に顔を向けた施設、川沿いの立地を活かした施設 	
基本方針5	安全・安心・快適で、使いやすい施設を整備します。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ バリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用 ✓ 高齢者や障害のある方、子どもや女性も利用しやすい施設 ✓ 安心して利用できる事故対策とセキュリティ対策 ✓ 快適で利用しやすく、アメニティの向上と円滑な施設運用を可能とする利便施設と設備 ✓ 大地震等災害時の避難所機能等の防災機能と空間の拡充 ✓ 感染症予防の観点を考慮した施設 	

第2 近隣公共施設との連携に向けた検討

1 東京都千代田合同庁舎との連携

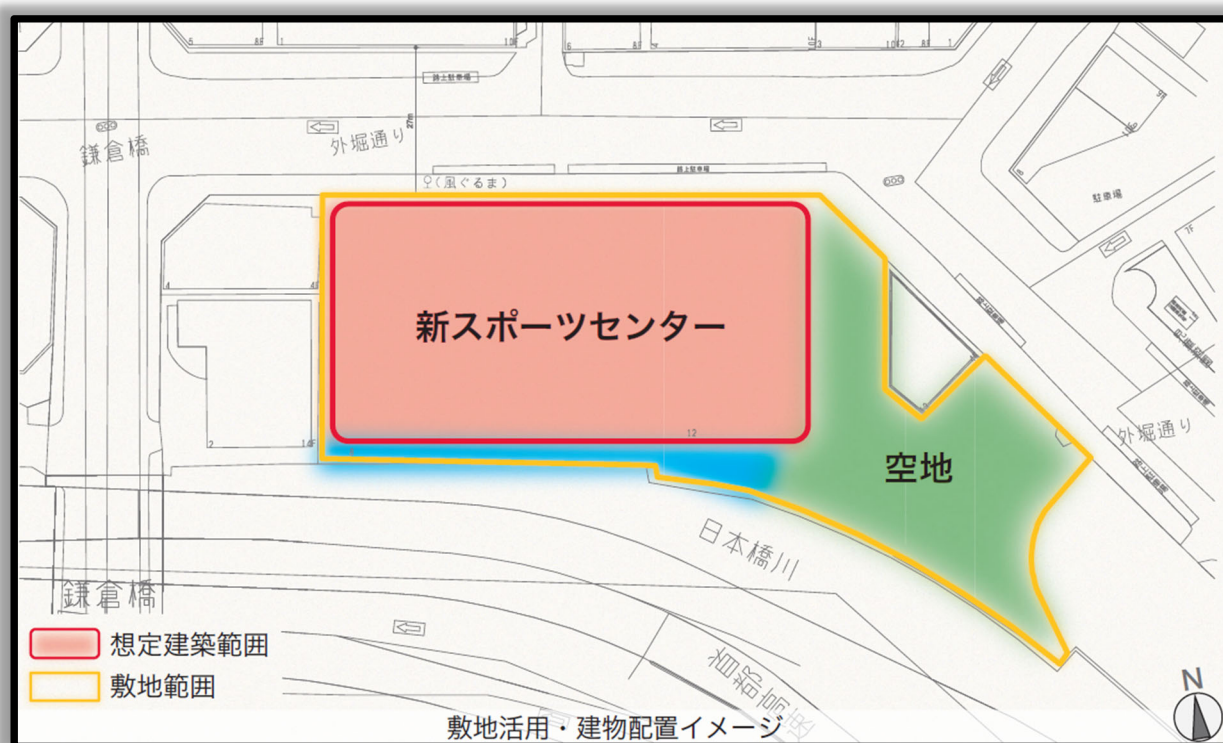
新スポーツセンターの建設地東側には、東京都の千代田合同庁舎が隣接して立地しています。千代田合同庁舎には、主税局（千代田都税事務所）、水道局（千代田営業所、中央支所、千代田給水管工事事務所）の機能が入居しているほか、千代田区の文化財収蔵庫があります。

なお、千代田合同庁舎は、東京都の第三次主要施設 10 年維持更新計画（令和4年3月東京都財務局）において、第Ⅱ期（令和7年～令和9年）計画施設に位置付けられています。

新スポーツセンターの整備にあたっては、千代田区及び東京都の所有する敷地を一体的に活用することで、スケールメリットを活かした効果的な施設整備が可能となり、区民へのサービス向上を実現することが期待されます。さらに、敷地内の空地を活用することで、地域のにぎわいやまちづくりへの貢献も期待されます。このことから、千代田区では都区合同での施設整備について検討を行いました。

2 敷地の活用イメージ

区及び東京都の土地を一体的に活用することで、整備可能な建物の平面規模を拡大することが可能となり、敷地東側に空地を創出することが可能となります。



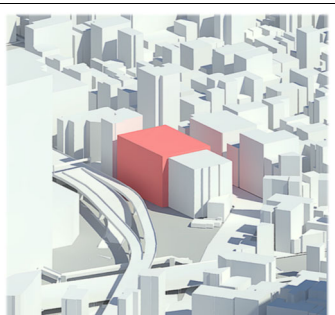



3 建物ボリュームの検討

建設地において建築可能な建物ボリュームを検討しました。

建築基準法には、道路斜線制限、北側斜線制限、隣地斜線制限の3つの斜線制限があります。建設地の用途地域は商業地域となっているため、北側斜線制限は適用がなく、考慮する必要がありません。一方で、道路斜線制限と隣地斜線制限は商業地域にも適用されるため、建物のボリュームを検討する際に考慮が必要となります。

区単独での整備のパターンにおいては、建設地の東側及び西側の隣地斜線を考慮する必要があります。一方で、区及び東京都の合同整備のパターンにおいては、建設地東側の隣地斜線（区の土地と東京都の土地の間における隣地斜線）を考慮する必要がなくなり、建物の平面規模を拡大することが可能となります。ただし、建設地西側の隣地斜線を考慮すると、建物の中層階以上のフロアは東側へ後退させる必要があります。

	区単独での整備	区及び東京都の合同整備
計画地の範囲		
敷地面積	約 3,201 m ²	約 6,055 m ²
建ぺい率 容積率	80%、800%	80%、800%
延べ床面積 の最高限度 ※1	約 25,609 m ²	約 48,440 m ²
建物 ボリューム ※2		
建築面積	約 2,500 m ²	約 3,900 m ²

※1：隣地斜線制限の影響により、実際には容積率800%で計算した延べ床面積の最高限度の建物を計画することはできません。ただし、区及び東京都の合同整備の場合は区単独での整備の場合と比較して実際に消化できる容積率が向上します。

※2：建物ボリュームはあくまでイメージです。

第3 新スポーツセンター整備の事業方式

1 事業方式

新スポーツセンターの整備に向けて、事業方式の検討を行いました。昨今の公共施設整備においては、設計と施工を個別発注する従来型方式のほか、PPP・PFIと呼ばれる民間参画の方式が取り入れられています。PPP・PFIは、民間の資金、技術、ノウハウなどを活用することで、効率化やサービス向上を目指すもので、その手法には様々な形態があります。

新スポーツセンター整備の事業方式については、主なものとして、「従来型方式」、「DBO方式」、「PFI方式」が想定されます。

事業方式には、それぞれのメリットとデメリットがあるため、各方式のメリットとデメリットの比較検討を進め、最適で効果の高い事業方式を基本計画において選定するものとします。

2 各事業方式の概要と特徴

(1)従来型方式

概要：基本設計、実施設計を個別に設計事業者が発注します。実施設計の完了後、施工に係る仕様を詳細に提示し、建設工事を施工事業者が発注します。

特徴：基本設計、実施設計、施工と個別に段階を踏んだ発注を行い、各工程において検討を行うことが可能です。ただし、各業務で3回の調達を行うことから、入札等の事務手続に時間を要します。また、維持管理・運營業務においても調達を行います。

(2)DBO方式

概要：施設の設計（基本設計・実施設計）、建設工事、建物の維持管理・運營業務の全てを一括して請け負う事業者グループ（コンソーシアム）を選定します。調達の段階で詳細な仕様を指定しない性能発注を行います。

特徴：施設整備に向けた調達が1回で済むことから、発注から施設整備までのスケジュールの短縮が期待されます。ただし、発注図書の作成や事業者グループの選定に一定の期間を要します。設計と建設工事を一括発注・性能発注することで、民間事業者の創意工夫を活かすことができ、整備費用の縮減が期待されます。

(3)PFI（BTO）方式

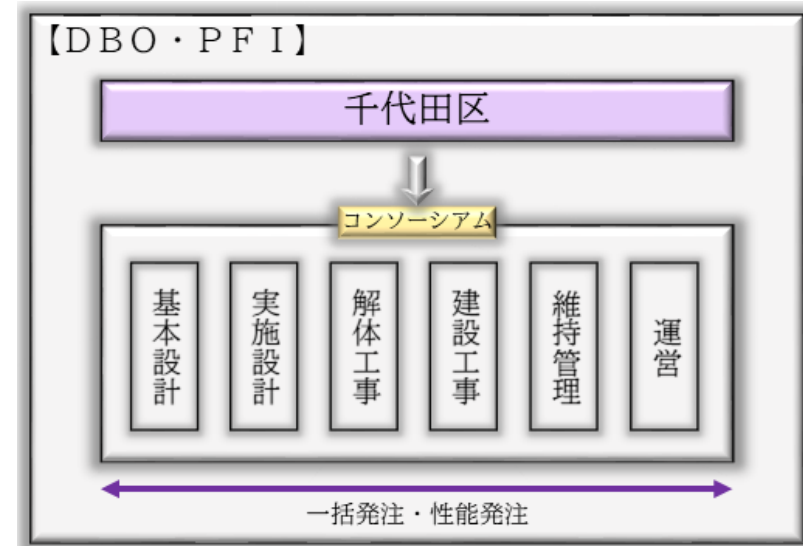
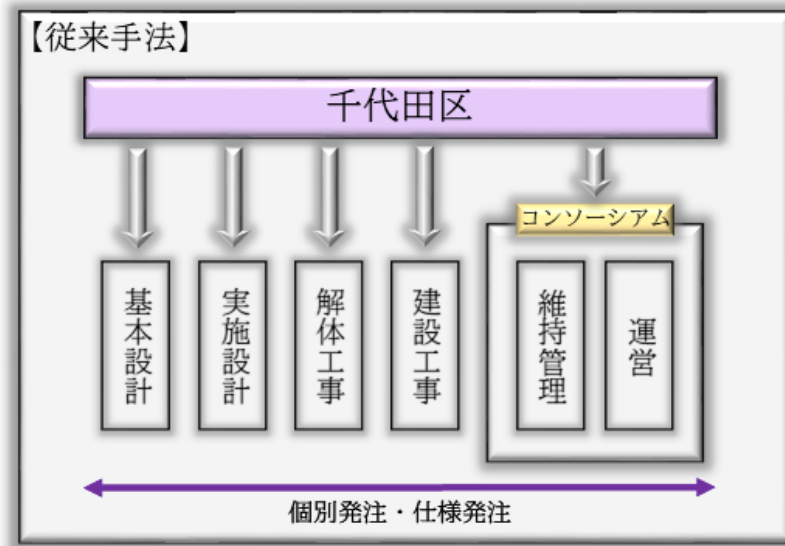
概要：施設の設計（基本設計・実施設計）、建設工事、建物の維持管理・運營業務の全てを一括して請け負う事業者グループ（コンソーシアム）を選定します。調達の段階で詳細な仕様を指定しない性能発注を行います。

特徴：事業スケジュールの特徴や整備費用の縮減効果については、DBO方式と基本的に同様です。DBO方式と比較すると資金調達を民間が行うことや民間事業者提案による附帯事業の実施などが特徴として上げられます。

なお、民間資金調達による金利負担が生じることから、DBO方式と比較すると費用縮減に対する期待は低くなります。

3 事業方式による発注単位のイメージ

従来型方式とDBO方式・PFI方式による発注単位のイメージは以下のとおりです。コンソーシアムとは共同事業体のことをいい、複数の企業が協同して特定の事業を遂行します。



4 事業方式の比較

	従来型方式	DBO方式	PFI方式
発注方法	個別発注・仕様発注	一括発注・性能発注	一括発注・性能発注
発注業務	①：基本設計 ②：実施設計 ③：解体工事 ④：建設工事 ⑤：維持管理・運営	①：基本設計・実施設計・解体工事・建設工事・維持管理・運営	①：基本設計・実施設計・解体工事・建設工事・維持管理・運営
資金調達	公共資金 ※起債する場合は金利負担が生じるが、民間金利よりは有利になる。	公共資金 ※起債する場合は金利負担が生じるが、民間金利よりは有利になる。	民間資金 ※民間資金調達による金利負担が生じる。
スケジュール	各段階で個別に入札・調達を行うため、スケジュールの短縮は期待されない。	設計段階から解体工事・建設工事を含む全体工程を管理でき、発注から竣工までの期間短縮が期待される。	設計段階から解体工事・建設工事を含む全体工程を管理でき、発注から竣工までの期間短縮が期待される。
費用縮減効果	各業務が分断されるため、設計～建設の工程間での創意工夫は発揮しづらく、費用縮減効果は期待されない。	民間の創意工夫による費用縮減効果が期待できる。	民間の創意工夫による費用縮減効果が期待できる。
その他	物価変動や社会情勢の変化などの長期リスクに対応しやすい。	発注手続に一定の時間を要する。 長期の運営業務を念頭にした発注が必要となる。	発注手続に一定の時間を要する。 長期の運営業務を念頭にした発注が必要となる。

第4 新スポーツセンター整備のスケジュール

新スポーツセンターの整備に向けた想定スケジュールは、以下のとおりです。

事業方式	工程	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度	N+6年度	N+7年度	N+8年度
従来型方式	基本構想	→								
	基本計画		→							
	基本設計			→						
	実施設計				→					
	解体工事					→				
	建設工事						→	→	→	○
DBO方式 PFI方式	基本構想	→								
	基本計画		→							
	事業者選定手続			→	→	→				
	設計・解体・建設					→	→	→	→	○

※従来型方式は、各工程の業務を個別に発注します。

※DBO方式とPFI方式は、設計・解体・建設の業務を一括で発注しますが、基本計画の策定後に事業者選定手続が必要となります。

第5 今後の取組み

1 (仮称)新スポーツセンター基本計画検討会の設置

(仮称)新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、多様な関係者の皆様から意見を聴取しながら、基本計画の策定に向けた検討を進めます。

2 パブリックコメント等の実施

基本計画を策定するにあたっては、パブリックコメント等を実施し、広く区民の皆様にご意見を伺い、事業計画を周知するとともに、ご意見を確認します。

3 近隣公共施設との連携

東京都千代田合同庁舎との合同整備について早期に結論を得るとともに、敷地の活用方法や建築可能な建物ボリュームを踏まえて、基本計画の策定を進めます。また、合同整備を行う場合は、フロア配置など、諸般の調整事項について東京都と協議を進めます。

4 建設期間中の代替施策等

建設期間中における、代替施策等の検討を行います。各種競技団体の皆様に近隣自治体等の施設での活動の可否等を確認し、民間施設との利用調整・利用連携の検討なども検討します。

千代田区新スポーツセンター基本構想

2025年（令和7年）3月発行

発行・編集：千代田区地域振興部 生涯学習・スポーツ課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

電話：03-3264-2111（代表）



組織変革の取組みについて

1 概要

区職員の働き方が多様化する中、チームワークや個としての資質の向上を図るとともに、複雑化・高度化する区政課題や様々な区民ニーズに対応可能な組織への変革が必要である。

組織変革の実現に向けて、令和 6 年度は、職員が仕事をする上での拠り所となる区の存在意義（パーパス）を明文化するため、職員アンケート及び組織変革・DXサポートメンバーミーティング、組織変革コアメンバーによる検討を行った。

2 区の存在意義（パーパス）

挑戦 一千代田らしさを、わたしらしくー

3 取組みの過程

(1) 職員向けアンケート

令和 6 年 9 月 4 日～30 日

回答数 総計 506 名

(2) 組織変革・DXサポートメンバーミーティング

各課より係長級以下の職員を 1 名ずつ組織変革・DXサポートメンバーとして選出した。5 月にキックオフミーティングを開催したのち、8 月から 12 月にかけて全 4 回組織変革ワークショップを実施した。ワークショップではこれまでの働き方とこれからの働き方、働く上での課題等について話し合い、存在意義（パーパス）に盛り込みたいキーワードを検討した。

(3) 組織変革コアメンバー打合せ

各部より課長級（管理職昇任予定の係長級含む）職員 1 名ずつを選出し、事務局（企画課職員 3 名）を含めた計 8 名を組織変革コアメンバーとした。8 月から令和 7 年 2 月にかけて全 11 回打合せを実施し、組織変革・DXサポートメンバーミーティングを円滑に進めるための伴走支援を行うとともに、ワークショップで出たキーワードを収れんさせ、存在意義（パーパス）案を作成した。

(4) 若手管理職等向けワークショップ（令和 7 年 1 月 31 日実施）

45 歳以下の管理職・管理職候補者を対象にワークショップを実施し、自身のこれまでの仕事の取組み姿勢や組織課題の振り返り・深掘りのほか、組織変革の取組み（パーパス浸透施策）のアイデア出しを通じた当事者意識の醸成を図った。

4 今後の予定

4 月以降 組織変革の推進（パーパスの浸透など）

※区HPやプレス等で公表予定

実施概要

【目的】

パーパス策定にあたり、職員一人ひとりが感じている組織風土の課題の抽出や今後の方向性の整理のため、職員アンケートを実施

【対象】

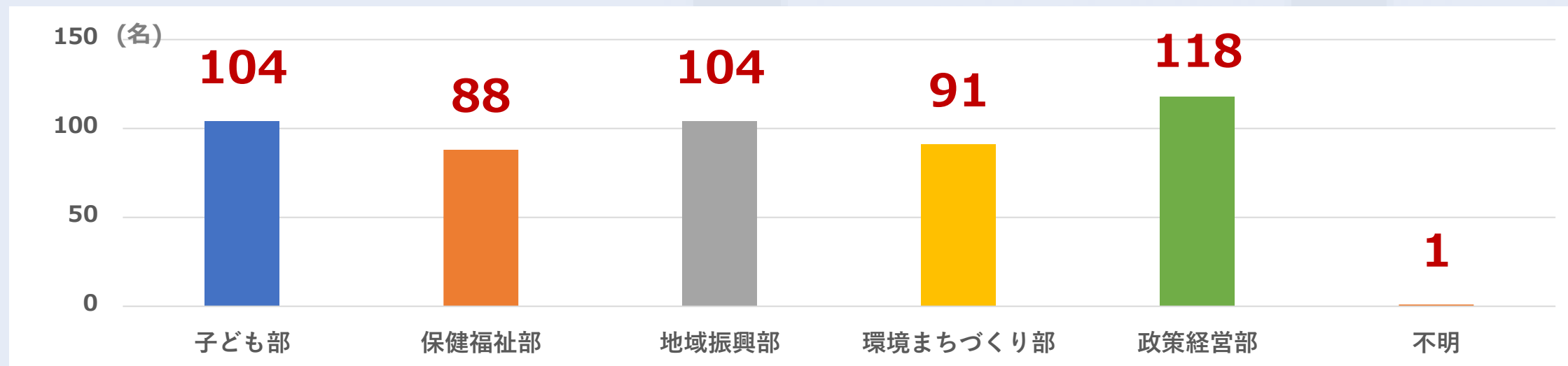
次に掲げる者を除いた全職員

(他団体派遣中の職員、区立学校等における教育職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、人材派遣スタッフ)

※妊娠出産休暇・育児休業取得中等の職員を除く

回答者属性 (部署別)

【回答数】 総計**506名**



アンケート結果を踏まえた課題や解決策等

組織の 課題

- 縦割り組織やコミュニケーション不足等により、風通しが悪い
- 業務の押し付け合いなど、当事者意識の欠如
- 組織的援助がないなど、心理的安全性が低い

コミュニケーションや意見交換が活発で風通しが良く、
職員や組織の信頼関係・チームワークのある組織にするためには

解決策 (手段)

■ 職務意識と改革の推進

- ・ 自分自身が積極的に業務に取り組む
- ・ 視座を高くもち、幅広い視点で物事を俯瞰
- ・ 職員の意見を聞き組織の活性化を図る
- ・ 主体的に仕事に取り組む
- ・ 業務改善、部活動や職員文化祭等への積極的参加

職員一人ひとりが**組織の存在意義を理解**した上で、**主体的に思考・行動**できることが重要

組織変革・DXサポートメンバーミーティング

- 組織変革の取組みで、存在意義－パーパス－の検討にあたり、コアメンバーとして若手管理職5名と、各課から選出された若手職員を中心とする約50名のサポートメンバーで、以下の日程でワークショップ等を実施
- このほか、コアメンバーの打合せを11回開催



日付	内容
5月24日	組織変革・DX推進サポートメンバー キックオフミーティング
8月30日	「第1回ワークショップ」 ～これまでの働き方、これからの働き方を各自で考察・共有～
10月29日	「第2回ワークショップ」 ～これまでの働き方を今一度振り返る（衛生要因、動機付け要因）～
11月27日 12月17日	「第3回、第4回ワークショップ」 ～バックキャスト手法による“パーパス”の策定～

組織変革・DXサポートメンバーミーティング(11~12月)

- 2024（令和6）年11月27日、12月17日の2日間にかけて、ワークショップを開催
- 住民視点で区の理想とする姿からバックキャストिंगの思考でGAPを認識。職員としてやるべきことや解決策を検討し、存在意義へとつなげていく



存在意義に含めたいキーワード <班別>

A班	B班	C班	D班
<ul style="list-style-type: none"> • 三つの「あい」 「I」：<u>職員一人ひとりが活躍できる職場づくり</u> 「相」：<u>職員間、対区民、事業者、相手を大切にする</u> 「愛」：<u>気持ちが伝わるサービス提供</u> • <u>三方よしのまちづくり</u> • <u>365日大歓迎の区役所をつくる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 区民と職員が<u>一体となる</u> • <u>心の余裕が業務の質につながる</u> • 区民だけでなく<u>職員の幸福も実現</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>繋がり高める千代田区</u> • 区民も職員も<u>自慢できる千代田区</u> • <u>失敗を恐れず挑戦する千代田区</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニケーションが活発な<u>やりがいを感じられる職場</u> • 日本の中の<u>暮らしやすいまち</u> • 区民視点に立った<u>取捨選択</u>
E班	F班	G班	H班
<ul style="list-style-type: none"> • <u>住みたい、住み続けたい</u> • <u>職員一丸となって生き生き働く</u> • 千代田区「<u>ならでは</u>」「<u>だからこそ</u>」 (<u>魅力を語れる</u>) 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>楽しく住み続けられるまち</u> • 区民・職員・働く人みんなの<u>連携がとれているまち</u> • <u>行政のプロとして成長する</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>ひとりじゃなくてチームで前向きに取り組む！</u> • <u>ご縁を楽しむ心地良い関係</u> • <u>挑戦すること、そのための余裕（職員）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 大好き千代田 <u>沢山知ろう</u> <u>好きになろう</u> • 申請も支払いも<u>簡単便利な区役所</u> • <u>やってみよう</u> <u>やめてみよう</u>

キーワードをカテゴリー別に分類

まちづくり

プロ化

住民
サービスの
向上

職員の
働きやすさ
・やりがい

連携
チーム
ワーク

千代田区を
知る

挑 戦

千代田区の
ブランド化

スリム化

存在意義 <パーパス>

すべての千代田区職員が、

- 迷った時に自分を見つめ直し、立ち返りたい
- 仕事の進むべき方向性を確かめたい
- 自分のモチベーションを奮い立たせたい

このような時に思い出してほしい

挑戦

千代田らしさを、わたしらしく

千代田区災害対策事業計画の改定について

1. 経緯

千代田区災害対策事業計画は、千代田区地域防災計画の下位に位置付けられる計画として、千代田区災害対策基本条例第 20 条に基づき策定している計画です。千代田区地域防災計画に定められた防災施策のうち、区が主体となって実施するものについて、総合的・計画的に推進することを目的としています。

現行計画の計画期間が平成 30 年度から令和 6 年度までであり、今年度で満了となることから、計画の改定に取り組んでまいりました。

昨年 12 月の首脳会議にて確定した素案について、1 月～2 月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。

2. これまでの流れ

時期	内容
7 月	令和 6 年第 2 回定例会にて報告（改定の実施について）
9 月	掲載事業及び取組目標に関する庁内調査
11 月	素案作成および庁内への意見照会
12 月	首脳会議（素案の確定）
	令和 6 年第 4 回定例会にて報告（パブリックコメント実施について）
1 月～2 月	パブリックコメント実施
	区民意見等を反映した最終案の作成
3 月	令和 7 年第 1 回定例会にて報告（パブリックコメント実施結果について）
	千代田区災害対策事業計画の改定

3. パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間

令和 7 年 1 月 20 日（月）～2 月 7 日（金）

(2) 意見の提出件数

意見者：5 名

意見数：7 件

(3) 意見の内容及び区の考え方

別紙のとおり

千代田区災害対策事業計画（令和7～11年度）（素案） に対する意見及び区の考え方

No.	意見	回答案												
1	<p>災害時には、避難場所の確保、食料や救援物資など、喫緊の課題があります。その後は、早く通常の生活に戻りたいというのが、偽らざる願いです。</p> <p>そのためには、インフラの復旧が欠かせません。</p> <p>下水道（排水）、上水道（給水）、電気ガス、通信などです。</p> <p>災害時の復旧シミュレーションの確認、インフラの現状把握、通常作業で可能な限り修理を行うなど、常日頃の備えが大切です。</p> <p>目黒区ではトイレカーを準備するそうです。千代田区でも必要性を検討してください。</p> <p>当然、同時に区民に対する啓発活動も推進する必要があります。</p>	<p>水道・電気・ガス・通信といったインフラ設備に関しては、復旧作業は各事業者が主体となって行い、区は復旧状況に関する情報発信を行う想定となっています。災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、日頃からの連携に引き続き努めてまいります。</p> <p>トイレ対策については、現在区では各避難所への携帯トイレ・マンホールトイレの備蓄を行っております。トイレカーについては保管場所や維持管理など様々な課題があることから、導入は予定しておりません。</p> <p>また、区民に対する啓発活動については、素案にも記載のとおり防災ポータルサイトの活用や防災イベントの実施など、今後予定している新たな取組も含め、より一層の推進に努めてまいります。</p>												
2	<p>大規模災害時の長期の停電の発生に備え、避難所において、避難所機能の維持に必要な電力を確保するためには、自立電源をできる限り多重化して導入しておくことが有効であります。</p> <p>千代田区地域防災計画・震災対策編（第9章避難計画第3節避難所の設置・運営、P. 2-92）においては、「中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう、中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化や非常用電源設備の整備を進める。」とあります。</p> <p>また、本計画素案の「減災に向けた施策目標、（5）避難者支援体制の強化、2 避難所における電源確保、P. 10」においても、①非常用電源の整備、②コージェネレーションシステムの導入による電源多重化、が具体的な取組事項として取上げられています。</p> <p>これらの内容と整合を取るとともに、コージェネレーションシステムは、平時はエネルギーの有効利用による二酸化炭素排出量の削減効果もあることから、「千代田区の現状・特性と課題、10）避難所における電源確保、P. 5」の内容を以下のとおり変更することを提案します。</p> <table border="1" data-bbox="181 1136 1187 1415"> <thead> <tr> <th>素案（P.5）</th> <th>変更案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。</td> <td>10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備やコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化を進めています。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="181 1440 1187 1829"> <thead> <tr> <th>➤ 課題</th> <th>➤ 課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。</td> <td>避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車、コージェネレーションシステム等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。</td> </tr> </tbody> </table>	素案（P.5）	変更案	10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。	10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備やコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化を進めています。	➤ 課題	➤ 課題	避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。	避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車、コージェネレーションシステム等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。	<p>避難所施設における電源の多重化については、施設の特性に合わせて、コージェネレーションシステム等の導入を進めております。ご意見を踏まえ、「現状・特性」の記載について以下のとおり修正いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1507 716 2852 1037"> <thead> <tr> <th>素案</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。</td> <td>10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備や、施設特性に応じたコージェネレーションシステム等の導入による電源の多重化を進めています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また「課題」の記載については、ご意見のとおり修正させていただきます。</p>	素案	修正後	10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。	10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備や、施設特性に応じたコージェネレーションシステム等の導入による電源の多重化を進めています。
素案（P.5）	変更案													
10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。	10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備やコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化を進めています。													
➤ 課題	➤ 課題													
避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。	避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車、コージェネレーションシステム等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。													
素案	修正後													
10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。	10）避難所における電源確保 ➤ 現状・特性 災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備や、施設特性に応じたコージェネレーションシステム等の導入による電源の多重化を進めています。													

3 本計画素案のP.6に掲載されている「TOPICS」でも、令和6年夏季における連日熱中症アラートが発表された際の取り組み事例として、「子どもたちの遊び場として、冷房の効いた小学校の体育館開放」が挙げられるなど、災害発生時における酷暑対策は重要な課題と考えます。

小中学校をはじめとする大規模災害時の避難所となる区有施設において、適切な空調機能を確保することは、利用者の健康と快適さを保つために非常に重要であり、長期の停電発生時においても空調機能を維持できる空調設備の導入・整備が必要であります。

そこで、「3-1各施策目標における取り組み、すべての減災目標に関連するもの、(3)施設利用者の安全対策の推進、P.8」の内容に以下のとおり追記することを提案します。

【素案 (P.10)】

(3) 施設利用者の安全対策の推進		
1	施設利用者用備蓄物資の充実	利用者保護のための備蓄物資及びマニュアルの整備・見直し

【追記案】

(3) 施設利用者の安全対策の推進		
1	施設利用者用備蓄物資の充実	利用者保護のための備蓄物資及びマニュアルの整備・見直し
2	施設における空調機能の確保	長期の停電発生に対応できる空調設備の導入・整備

避難所施設においては非常用電源の整備等を行っており、最低3日間は電源が確保できる見込みです。「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議 令和4年5月公表)では、配電設備被害による停電の復旧は概ね4日後に完了すると想定されていることから、停電対策は一定程度できていると考えております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 電線の地中化の優先順位として、道路の幅を基準に推進されているように認識いたしました。

これに加えて、子どもたちの主要な通学路や高齢者障害者の方がよく利用する施設周辺の道路も計画に盛り込んで頂きたい。

それらの方々の身体能力や判断能力を鑑みるに、通学路等で電柱の倒壊や電線が散乱した際、不測の事態が発生する可能性が通常より高いことから、優先的に地中化することは理にかなった施策と思料いたします。

さらに、災害直後に保護者介護者等の送迎が発生することを踏まえると、そういった施設の周辺の安全性を高めることは、自宅や避難所への移動負荷を軽減すると思料します。

障害児二人と幼児一人を育てておりますが、通園している園前の狭い道路にある電柱が倒れた場合、とてもお迎えに行けるとは思えません。

何卒ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

千代田区において、電線類の地中化は、防災や景観面、バリアフリー化の観点から有効性のある施策として積極的に進めている事業です。

路線選定にあたっては、防災面の他、区施設や公共機関間等を結ぶ道路を優先しており、ご意見いただいた通学路や福祉施設周辺の道路についても優先順位が高いものと認識しております。

ところが、電線類の地中化を進めるにあたり、電線や電柱を地中に埋設する際、変圧器という、これまで電柱の上に置かれていた施設を道路上に設置する必要があります。変圧器を地上に置く(地上器)ことにより歩道や車道が狭くなって、歩行者の通行や車の通行に支障をきたす恐れもあるため、歩道等に一定程度の空間が確保できる道路であることが路線選定のひとつの目安となっております。

一方、区としては、狭い道路空間でも地中化を進められるよう、電力会社等に対して施設の小規模化の技術検討をお願いするとともに、様々な工法の工夫、民地内を利用した施設設置等についても検討しているところです。

誰もが安全・安心に利用できる道路を目指し、引き続き、電線類の地中化事業を進めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 千代田区行政にはいつもきめ細かい対応をいただきまして深く感謝しております。おかげさまで日常は平穏な日々を送ることができております。

ただ大規模災害においては住民としても現在の状況と対策につき不安が大きいです。一番の不安は帰宅困難者対策で(東日本大震災のときにも報道されていましたが)道路も人でいっぱいでは通行も出来ずに緊急車両も通れず、人道上もその方々への対応が必要となります。

当区は日本の中枢を担う政府・官公庁や民間企業本社、大学や学校が集中している地域でもあり、特に通勤・通学時間帯は極めて多くの人々が移動中のなかで被災したり、また夜間はセキュリティの関係から多くの建物が閉まっているため、近隣の建物に逃げ込むことも出来ず、多数の人命が危険にさらされる危惧もあります。

千代田区は被災時には地区内残留地区に指定されているため以前のような広域避難場所がなく、住民は状況により避難所に避難可能となっておりますが、一方現在59万人と推定されている帰宅困難者は上記のケースでは一時避難場所に逃げ込むしかありません。そこは屋根もなく風雨や寒さもしのぐことができず、トイレも限られており、飲料水もない状況です。

ご指摘のとおり、当区においては約59万人の帰宅困難者が発生することが想定されておりますが、このうちの大部分は、自らの通勤・通学先等の施設で一時待機が可能な帰宅困難者であるとみなしており、区内の企業等に対して、発災時における一斉帰宅抑制や従業員等への物資確保等を行うよう、継続的に働きかけているところです。

一方で、買い物客や観光客、公共交通機関で移動中に被災してしまった方等、通勤・通学先等の「行き場のない帰宅困難者」も約10万人発生すると見込んでおります。この「行き場のない帰宅困難者」を一時的に受け入れるための環境整備等を本計画の大きな柱として位置付けているところです。

以上の前提に基づき、ご意見いただいた①~④にご回答させていただきます。

①受入施設の拡充については、今後も継続して取り組んで参ります。なお、ご指摘の通り、既存の受入施設の中にはセキュリティの一部解除等が必要な施設もございますので、平時から施設管理者や警備担当者との連絡調整を行っております。

当区では帰宅困難者対策として一時受け入れ施設の民間等への協力要請による拡充を計画されておりますが、令和11年度でも目標は10万人にとどまり、その甚大なるご努力には敬意を表しますが、それでは帰宅困難者数の2割にも達しません。

上記状況に鑑み、帰宅困難者対策として以下の施策をご検討方ご依頼する次第です。

① 一時避難場所の拡充

本来でしたら一時受け入れ施設の拡充により帰宅困難者の太宗を受け入れられるようにするのが理想ですが、備蓄品の導入や更新等への予算制約もあるかと思しますので、現在指定されている公園を中心とした一時避難場所以外にも、当区で以前広域避難場所として指定していた大学やホテル等、屋根があり風雨や寒さが凌げて、トイレや水道水も確保可能な場所をあらためて一時避難場所として協力を依頼し、過半数の帰宅困難者の避難可能場所を確保する。

(被災時には通勤・通学時や夜間も警備員や消防・警察等により帰宅困難者等の来場可能となる措置(セキュリティの一部解除等)をお願いしたい。)

② 区に所在する公共施設等への帰宅困難者受け入れを排除しない。

千代田区公共施設等総合管理計画案についての区民意見に対する区のコメントに、

「帰宅困難者の受入については、全体方針編P.64に記載の「千代田区地域防災計画」で対応方針等を定めております。特に、区の公共施設等については、区民や施設利用者を対象とした応急対策活動の拠点(避難所等)として活用することとしております。本計画としては、区有施設全般の管理・保全に関する計画であるという性質を踏まえ、全体方針編P.70に記載のとおり、「地域拠点としての役割を果たす」という方針に取り組みます。」

との記載がありましたが、前述の通り千代田区は日本および東京の中核機能を担う機関や教育機関が集中しており、「区民やその施設利用者に限定して公共施設等の防災対策を進める」ということでは現実に被災が発生した場合に対応は難しくなると思います。

帰宅困難者対策で、民間に受け入れ施設の協力を依頼しているなか、「区の公共施設は区民と施設利用者以外はお断り」というのは筋が通らないと思います。

少なくとも被災時に帰宅困難者が来場した場合に千代田区民でないからとの理由で来場者を排除することはしないように方針を設けて、施設ごとの防災対策に記載を願います。

千代田区民とそれ以外の方との区別も実際の来場時には困難と思います。

③ 区民の避難所においても帰宅困難者受け入れを排除しない。

上述の通り、千代田区民でないからとの理由で来場者を排除することは人道上もはなはだ問題があり、また現実的にも難しいので、少なくとも帰宅困難者が来場した場合には排除しない方針を設けて、その旨避難所ごとの防災対策に記載願います。

④ 政府、東京都や近隣の区との被災時連携体制の確保

帰宅困難者を想定した防災訓練が2月に東京都と合同で実施されるとのことですが、上述の通り千代田区は近隣区とともに政府機関・民間大企業本社等・大学・学校が集中する中核地域なので、政府、東京都、近隣区との被災時の帰宅困難者に対する連携救助体制を構築願います。来年度に設置予定と伺っている防災庁がひとつのキー組織になるかと存じます。

帰宅困難者対策を千代田区の予算、人員と区所有・管轄公共施設等、民間協力機関等だけで対応しようとする事自体に無理があるのは帰宅困難者想定人数と一時受け入れ施設の受け入れ可能人数が大幅乖離していることから明らかかと思えます。

上記のように大幅乖離の状況では避難場所、飲料水や食料の奪い合い等の人的二次災害が発生する可能性もあるので、そのリスクも十分認識しつつ被災時の混乱を極力回避できる防災対策を立案推進されるようお願いします。

②ご認識の通り、区としては「区の公共施設等については、区民や施設利用者を対象とした応急対策活動の拠点(避難所等)として活用する」こととしております。

帰宅困難者対策については、原則として区の公共施設以外の民間施設等と連携して進めていくというのが現在の区の方針です。

ご指摘いただいた内容についてはご意見として承ります。

③区の方針は②の通りです。

公共施設等に開設する区の「避難所」については、区内在住者の方が避難する場所として整備しております。区民の皆様からは、東日本大震災の際の経験を踏まえ、「帰宅困難者が『避難所』に殺到し、本来利用すべき在住者が利用できなくなるのではないか」との懸念を多くいただいていることから、区としても、帰宅困難者には自らの通勤・通学先や開設された受入施設等で待機していただくよう、平時から周知啓発を行っているところです。ご指摘いただいた内容についてはご意見として承ります。

④ご指摘のとおり、当区だけでなく、近隣区や都・国と連携した対応が必要不可欠です。

2月に実施した帰宅困難者対応訓練では、東京都との合同開催という初めての試みであったことに加え、区内警察署や近隣区にもご参加いただきました。また、訓練で活用した都の「帰宅困難者対策オペレーションシステム」では、都内全体の受入施設や人流の状況等を共有できるようになります。

今後もこうした取組みを通じて、他組織・団体との緊密な連携に努めてまいります。

<p>6</p> <p>災害対策事業計画案に対してすでにお送りしました意見とは別の観点から意見をお送りします。</p> <p>在宅で特にマンション暮らしの高齢者・障害者等はパソコン・スマホ・モバイル等での情報アクセスが不得手ないし困難なケースもあり、また近隣との日頃の付き合いも少なく、大規模災害時は情報を収集する手段がテレビ・ラジオ等に限られ、千代田区からの情報連絡、千代田区への情報アクセスも難しい状況が想定されます。</p> <p>災害時の情報連絡として千代田区と区民とをつなぐ連絡手段（端末機器等）を、高齢者等の居宅に配置すれば、区内の被災状況や避難指示等が地域別に迅速に伝達できると思います。（現在設置されている街頭拡声器ではよく聞こえない地域もあります。）</p> <p>また双方向の連絡が可能であれば、日頃の見守りもある程度可能となり、現在ひっ迫している介護人材、特に訪問介護・在宅介護人員の生産性向上にも資することができ、人員コスト増加抑制にもつながるかと思いません。</p> <p>同連絡手段を災害対策の一環と位置付ければ受け手側も素直に応じるかと思しますので、たとえば対象者を一定範囲の希望者に絞るとかして試行されるのも良いかと思いません。</p> <p>ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>ご高齢の方や障害をお持ちの方、災害時の避難に支援を要する方（避難行動要支援者）を対象に、防災行政無線の音声を室内で聞くことのできる「防災ラジオ」を配布しております。あくまで区から対象者への一方向になりますが、避難指示等を直接伝達することが可能です。</p> <p>またその他の取組みとして、避難行動要支援者の名簿を各町会や消防・警察など関係機関に提供し、平時の見守りや災害時の安否確認に活用することとしています。</p> <p>さらに、福祉部門と連携し、避難行動要支援者毎に、避難する場所・避難方法・支援者の情報などを記載した「個別避難計画」の作成を進めています。</p>
<p>7</p> <p>1 p30</p> <p>家具類の転倒・落下・移動防止器具取り付けの普及啓発について</p> <p>阪神淡路大震災などではタンスによる圧死があったと新聞記事で読んだ。</p> <p>今後の課題など（今後も様々な機会をとらえ、周知啓発に取り組む。）と書いてあるが、今後の課題の記述が抽象的であるように感じる。前例やテンプレの引用は辞めてほしい。課題はもっと具体的に書いたらどうか。本当に区民の命を守ることに真剣に考えているか疑問に感じた。</p> <p>目標設定事業というものがあること、家具類の転倒・落下・移動防止器具のことが目標設定事業に入っていないと認識しているが、</p> <p>(1) 家具類の転倒・落下・移動防止器具取り付けの普及率（区民の何%が器具を取り付けているか、取り付けをしていない区民は何%か）を目標に入れ、普及率 100%を目指す方がより区民の命を守れるのではないか。</p> <p>(2) また、普及率の目標を定めた場合ホームページで公開した方がより多くの区民への周知になると思う。</p> <p>(3) 港区のように家具転倒器具の助成をしてはどうか。以前助成していても新しく転入した区民もいるだろうしまだ器具をつけていない区民もいると思う。</p> <p>(4) 家具転倒器具をどうつければ良いか、不完全に器具をつけていて大震災時とれてしまわないか心配になる。</p> <p>https://www.city.minato.tokyo.jp/bousai/kateibousai/kagu.html</p> <p>2</p> <p>予測死者が何人・死因の内訳（圧死や火災による死亡など）を想定し計画に書き込んでほしい。予測死者を何人減らすのかも計画に書いてほしい。</p>	<p>【ご意見1について】</p> <p>ご意見いただきありがとうございます。家具転倒防止器具の普及啓発については、区としても重要性を認識しております。素案にも記載のとおり防災ポータルサイトの活用や防災イベントの実施など、今後予定している新たな取組も含め、より一層の推進に努めてまいります。ご指摘いただいた内容については、ご意見として承ります。</p> <p>【ご意見2について】</p> <p>震災による被害想定については、東京都防災会議が公表している「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいており、抜粋したものを素案 20 頁に記載しております。</p> <p>また死者数の減少については、千代田区地域防災計画において「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。」を減災目標として掲げており、素案 7 頁にも記載しております。</p>

1 防災ポータルサイト

「防災ポータルサイト」を令和7年4月1日(火)から一般公開し、**平常時・災害時の情報発信を強化**します。

- 平常時は、千代田区らしい皇居や東京駅を背景に「千代田区からのお知らせ」や「みんなの防災知識」で、**災害時に備えた啓発**を行う。
- 災害時は、緊急性が伝わるように背景を黄色くし、「緊急のお知らせ」「避難指示発令情報」「避難所等開設情報」といった、**優先度の高いものをページ上部に表示**。
- 防災行政無線の配信内容を文字で表示。

2 防災アプリ

■ 「防災ポータルサイト」同様、令和7年4月1日(火)から一般公開します。新たな情報発信ツールの1つとして、ポータルサイトと合わせて広く周知していきます。

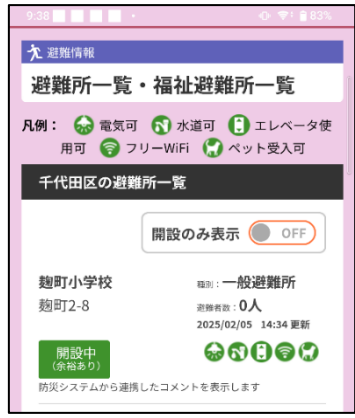
<アプリトップ画面>



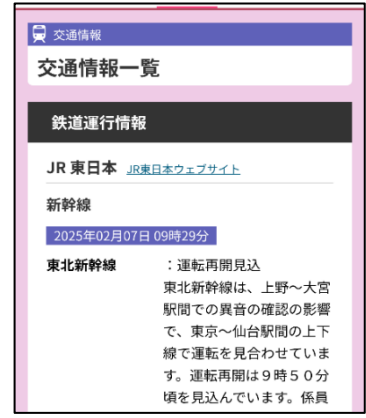
<防災マップ>



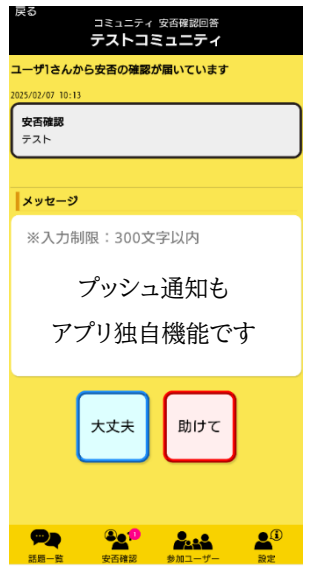
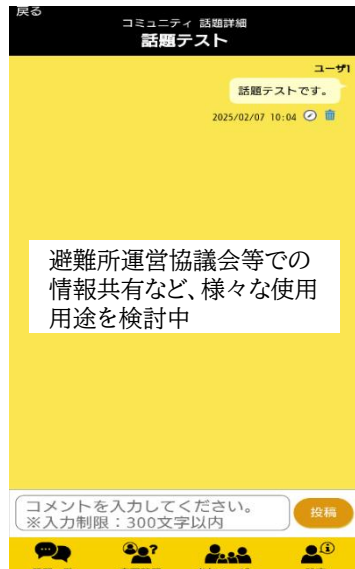
<避難所一覧>



<交通情報一覧>



<情報共有・安否確認>※アプリ独自機能



3 令和7年度の展開

- 防災フェスタ(予算要求中)や他課事業など、区の様々なイベントで周知を行います。
- 引き続き訓練を重ね、職員の習熟度を向上させます。

● 区の様々な場で周知

- ◆ 広報ちよだ4月5日号での周知
- ◆ ポスターやチラシを作成し、区内掲示板や施設等へ掲出依頼
- ◆ デジタル政策課の「高齢者スマホ教室」総合窓口課の「転入セット」等、他課と調整の上、様々な場面での周知・啓発を行っていく。
- ◆ 郵便局と連携し、区内ポストにPR用ステッカーを掲示する。



● 千代田区防災フェスタ(R7.9)※予定

- ◆ 区民(特に子ども・子育て世帯)を対象にした新規イベント
- ◆ 消防、警察、自衛隊の特別車両の展示や、子ども向けのアトラクション、ステージをコンテンツとして展開。
- ◆ 防災ポータルサイト・アプリのPRブースも用意し、イベント参加者に対し、両ツールの宣伝を行う。



※イメージ図